

修復歴の判断基準

〈修復歴及び骨格の基本定義〉

1. 下記の骨格部位に損傷があるもの又は修復されているものは修復歴とする。
2. 但し、小さな損傷は修復歴としない。また、骨格は溶接接合されている部位（部分）のみとし、ネジ止め部位（部分）は骨格としない。“溶接”にはリベット止め、接着剤止めで恒久的に取り付けられているものを含む。

No.	骨格部位	修復歴とするもの	修復歴としないもの
1	クロスメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの 3) 亀裂があるもの	①小さな凹み、亀裂又はその修理跡があるもの ②突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
2	サイドメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの	①ラジエータコアサポートより前に位置する部分及びリヤエンドパネルより後に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ②けん引フック取付け部の損傷又はその修理跡があるもの ③パンパステータ取付け部の小さな凹み又はその修理跡があるもの ④突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
3	インサイドパネル (フロント) ダッシュパネル	1) 交換されているもの 2) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①ラジエータコアサポートより前に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ②小さな凹み又はその修理跡があるもの
4	ピラー (フロント・センター・リヤ)	1) 交換されているもの 2) スポット打ち直しがあるもの 3) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①一部外部に露出している部位に凹み又はその修理跡があるもの ②ボディサイドシルパネルの単体部品の交換時に生じるピラー下部に溶接処理跡があるもの ③シートベルトの挟み込みによる凹み、ドアの開きすぎによるヒンジ部の凹み又はふくらみ、及びそれらの修理跡があるもの ④1BOX車等でルーフパネルからステップまで一体として露出しているパネル状センターピラー等のアウター部はピラーとしない ⑤小さな凹み又はその修理跡があるもの
5	ルーフ	1) 交換されているもの 2) ルーフ周囲のインナー部に凹み、曲がり又はその修理跡のあるもの 3) ピラーから波及した凹み又はその修理跡があるもの	インナー部に小さな凹み、曲がり又はその修理跡があるもの
6	センターフロアパネル フロアサイドメンバー	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ（亀裂）があるもの 4) 外部又は外板を介してパネルに凹み、メンバーに曲がり又はその修理跡があるもの	①突き上げ等による凹み、曲がり又はその修理跡があるもの ②小さな凹み、曲がり、破れ又はその修理跡があるもの
7	リヤフロア (トランクフロア)	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ（亀裂）があるもの 4) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①リヤエンドパネル又はリヤフェンダ等の交換時に生じた損傷があるもの ②小さな凹み、破れ又はその修理跡があるもの ③スベアタイヤ等格納部の突き上げによる凹み又はその修理跡があるもの

<細則>

- ①クランプ跡があっても左記基準に該当しない場合は、修復歴としない。
- ②修復歴の判断はボディ形状、構造（フレーム等）や損傷の度合い等により異なる場合がある。
- ③外部、外板を介さない損傷又はその修理跡があるものは修復歴としない。
- ④小さな損傷の大きさはカードサイズ（8.5cm × 5.4cm）とする。
- ⑤軽トラック等のモノコックボディとフレームの複合タイプの車両については、左記参照。
- ⑥フレーム車の取扱いについては、次の通りとする。

フレーム車の取扱い

クロスメンバーも含め原則、フレーム（C ランク）として取扱う。

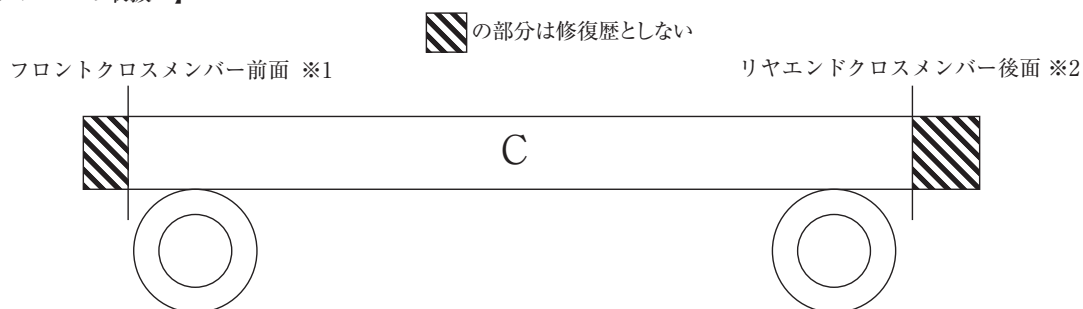
ただし、トラック（SUV 系トラック除く）は、下表参照

- 1. 積載物等による損傷、修理跡は修復歴としない。
- 2. フレームに溶接接合されているブラケット類は、骨格としない。

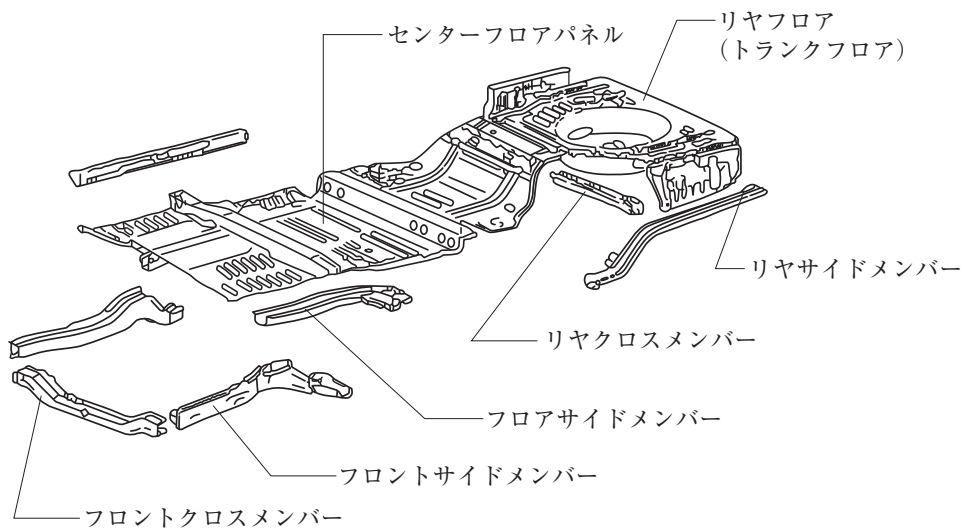
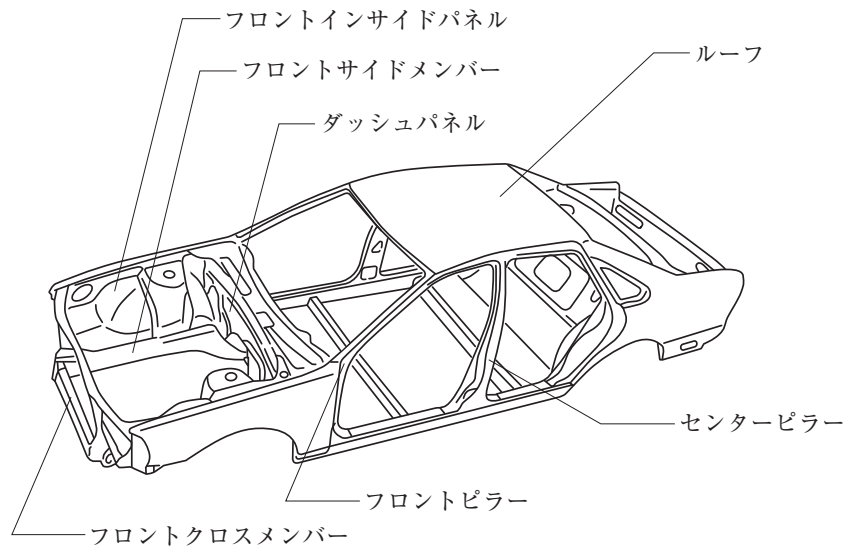
骨格部位	修復歴とするもの	修復歴としないもの
クロスメンバー (リヤエンドクロスメンバーを除く) A ランク	(1) 交換されているもの (2) 交換を要する亀裂があるもの (3) 曲がり又はその修理跡があるもの	①凹み（大小を問わず）又はその修理跡 ②フック、ワイヤ等により交換を要しない亀裂又はその修理跡 ③リヤエンドクロスメンバー
フレーム C ランク	(1) 交換されているもの (2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの	①フロントクロスメンバー前面より前に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの（図※1） ②けん引フック取付け部の損傷又はその修理跡があるもの ③改造、加工等による溶接処理跡があるもの ④リヤエンドクロスメンバー後面より後に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの（図※2）

(注) 上記修復歴としないものの修理跡は、価値減点10点を適用する。なお、修理を要するものは、実費減点とする。

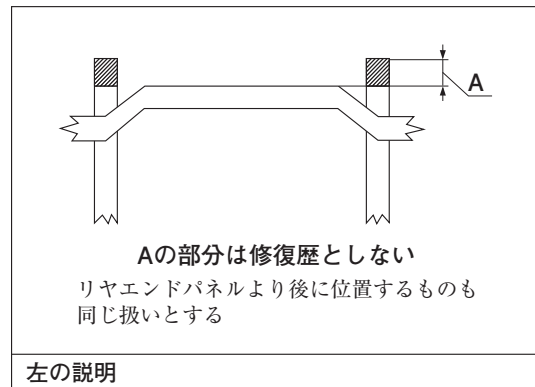
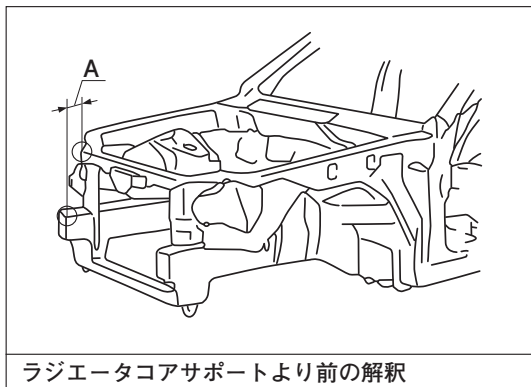
【フレームの取扱い】



骨格部位



ラジエータコアサポートより前に位置するサイドメンバーの扱い



## 6. 違法改造車の扱い

保安基準に適合しない改造を施した車両については、標準車に復元する減点を行う。

改造項目	注意点
フォグランプ	色、個数、高さ
前照灯	色、個数
サスペンション	スプリング切断
方向指示器	色、点滅回数
マフラー	消音器、触媒装置取外し
タイヤ	車体外側への突出し
警音器	ミュージックホーン
回転灯	色
電光看板	色
その他	

## 7. 特殊形状車両減価

標準型車に比べ、特別仕様又は特殊用途のため通常取引量が極めて少なく、市場において一般的に標準車とは同一に扱えない車両については、減点することができる。

減点方法は基本価格を有する標準型車に復元する減点とする。

細則 特殊形状車両減価を行った車両でも、荷台部の凹みなどは通常通りの減点とする。

## 8. 特殊損傷（積載物）車両減価

特殊積載物または特定地域で使用された車両のうち他と比較して損傷の度合いが大きく、他に転用する場合支障があると認められるものは以下の通り減点することができる。

### 1) 乗用車系

悪臭または異物の付着、あるいは全体的な腐食のある車両は下表の通り減点する。

クラス	特・I			Ⅱ・Ⅲ			Ⅳ			軽		
	当・1	2・3	4～	当・1	2・3	4～	当・1	2・3	4～	当・1	2・3	4～
減点	120	100	90	100	90	80	85	70	60	70	50	40

ただし、悪臭、腐食、損傷がはなはだしいものは上表の2倍まで減点することができる。

### 2) トラック系

次のA、Bの2区分により減点する。

A…異物悪臭、腐食関係（極度に悪いものは下表の1.5倍まで減点する）

B…水漏れによる腐食、著しく損傷を受けた車両

クラス	特・I		Ⅱ・Ⅲ		Ⅳ		軽		
	当～3	4～	当～3	4～	当～3	4～	当～3	4～	
減点	A	140	120	120	100	100	85	70	50
	B	85	70	70	50	50	35	35	25

細則 特殊損傷（積載物）車両減価を行った車両でも、内外装の減点は通常通り適用する。

## 9. ボディカラー加減点

市場におけるボディカラーの格差を評価に反映させるため、乗用車系についてはボディカラー加減点を行うことができる。(加減点点数等細部については、価格ガイドブックを参照)

## 10. 商品価値加減点

### 1) 特別仕様車、限定販売車の評価

特別仕様車、限定販売車はベース車と比べて、商品価値差をつけることができる。

細則 基本価格との関連を考慮して行う

### 2) レンタカーの評価

レンタカーは通常の自家用車と比べて商品価値差をつけることができる。

細則 基本価格の0～20%の減額とする。

### 3) 減点 (基本価格×減点率)

商品性に影響のある特別な理由、欠点等があり、適正な価格を算定するための正当な理由がある場合は、次の減点率を目安に特別な減点をすることができる。

特 別 な 例	減点率
長期放置車	10%以内
ネームプレートの無いもの	20 %
消火器の粉末が散布状態のもの	30 %
職権打刻車	30 %
冠水車 (フロアまで)	50 %
〃 (クッション上部以上)	70 %
火災車 (エンジンルーム)	50 %
〃 (半焼)	70 %
自殺車	70 %

## 11. 車検残加点

車検残のあることによる優位性を考慮し、その商品価値を加点する。

### 1) 乗用車系（軽自動車の4ナンバー、特種車の8ナンバーを含む）

クラス\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
特	0	0	0	3	5	7	9	11	13	15	17	20
I	0	0	0	3	5	7	9	11	13	15	17	19
II・III	0	0	0	2	4	5	7	8	10	12	13	16
IV	0	0	0	2	4	5	7	8	10	12	13	15
軽	0	0	0	1	1	2	2	3	4	5	6	7

クラス\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
特	23	26	29	33	37	41	45	50	55	60	65	70
I	22	25	28	31	34	38	42	46	51	56	61	66
II・III	19	22	25	28	31	34	37	40	43	46	49	51
IV	17	19	21	23	25	27	29	32	35	38	41	44
軽	8	10	12	14	16	18	20	22	24	26	28	30

クラス\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
特	73	76	79	82	85	88	91	94	97	100	103	106
I	68	70	72	74	76	78	80	82	84	86	88	90
II・III	53	55	57	59	61	63	65	67	69	71	73	75
IV	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56
軽	31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42

### 2) トラック系

残月数		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
トラック	商用車												
I・II	I	0	0	0	3	5	8	11	16	21	26	31	36
III	II・III	0	0	0	2	4	6	9	13	17	21	25	29
IV	IV	0	0	0	2	3	5	7	10	14	18	22	26

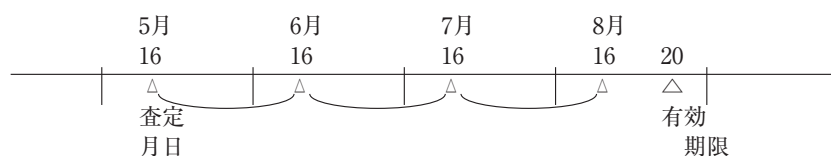
残月数		13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
トラック	商用車												
I・II	I	39	41	44	46	49	52	54	57	59	62	65	67
III	II・III	31	33	35	38	40	42	44	46	48	50	52	54
IV	IV	27	28	29	30	32	33	34	35	36	37	38	39

[残月数の計算]

査定年月日から起算して満月数で計算し、翌月の査定日と同日をもって1ヵ月とし、1ヵ月に満たない日数は算入しない。

車検残月数、自賠償の計算例

査定年月日 ○○年5月16日、車検有効期間を同年8月20日、自賠償を同年8月21日とした場合



○○年5月16日～同年8月16日まで3ヵ月

8月17日～20日、21日までは算入しない

## 12. 自賠責残加算

自賠責残月数から2ヵ月を差し引いた月数の保険解約料（損害保険料率算出機構が定める解約保険戻料）を四捨五入し、自賠責残加点点数とする。下表は残月数の欄をそのまま適用できるように設定している。

### 自賠責残加算表（その1）～（その8） 保険期間満了のため削除

### 自賠責残加算表（その9）

保険期間の開始が令和2年4月1日～令和3年3月31日までのものに適用する。

#### 1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7
軽（乗用）	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	6
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	8	9	9	10	11	11	12	13	13	14	15
軽（乗用）	7	8	8	9	10	10	11	12	12	13	14	14
車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	15	16	17	17	18	19	20	20	21	22	22	23
軽（乗用）	15	16	16	17	18	18	19	20	20	21	22	22

#### 2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7
軽	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	8	9	10	10	11	12	12	13	14	14	15
軽	7	8	9	9	10	11	11	12	13	13	14	15

#### 3) トラック（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	0	0	1	2	2	3	4	5	6	6	7	8	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	1	2	4	5	6	7	9	10	11	12
		2t 超え	0	0	1	3	4	6	7	9	10	11	13	14
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	9	10	11	11	12	13	14	15	16	16	17	18	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	14	15	16	18	19	20	21	23	24	25	26	28
		2t 超え	16	17	19	20	21	23	24	26	27	29	30	32

#### 4) トラック（1年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	0	0	1	2	2	3	4	5	6	7	8	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	1	3	4	5	6	8	9	10	13
		2t 超え	0	0	1	3	4	6	7	9	10	12	15

#### 5) 特種車

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8ナンバー	0	0	1	2	2	3	4	5	5	6	7	8
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
8ナンバー	9	9	10	11	12	13	13	14	15	16	17	17

### 自賠責残加算表（その10）

保険期間の開始が令和3年4月1日～令和5年3月31日までのものに適用する。

#### 1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6
軽（乗用）	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	7	8	8	9	10	10	11	11	12	13	13
軽（乗用）	6	7	8	8	9	9	10	11	11	12	12	13

車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	14	14	15	16	16	17	18	18	19	19	20	21
軽（乗用）	14	14	15	15	16	17	17	18	18	19	20	20

#### 2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6
軽	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	7	8	9	9	10	10	11	12	12	13	14
軽	7	7	8	8	9	10	10	11	11	12	13	13

#### 3) トラック（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	0	0	1	1	2	3	4	4	5	6	7	7	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	1	2	3	5	6	7	8	9	10	11
		2t 超え	0	0	1	3	4	5	6	8	9	10	12	13

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	8	9	10	10	11	12	13	13	14	15	16	16	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	12	14	15	16	17	18	19	21	22	23	24	25
		2t 超え	14	16	17	18	20	21	22	24	25	26	28	29

#### 4) トラック（1年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	0	0	1	2	2	3	4	5	5	6	7	8	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	1	2	3	5	6	7	8	9	10	12
		2t 超え	0	0	1	3	4	5	7	8	9	11	12	13

#### 5) 特種車

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8ナンバー	0	0	1	1	2	3	4	4	5	6	6	7

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
8ナンバー	8	9	9	10	11	11	12	13	14	14	15	16

## 自賠責残加算表（その11）

保険期間の開始が令和5年4月1日以降のものに適用する。

### 1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5
軽（乗用）	0	0	1	1	2	2	2	3	3	4	4	5

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11
軽（乗用）	5	6	6	7	8	8	9	9	10	10	11	11

車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	12	12	13	13	14	14	15	15	16	16	17	17
軽（乗用）	12	12	13	13	14	14	15	15	16	16	17	17

### 2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5
軽	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11
軽	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11

### 3) トラック（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	0	0	1	1	2	3	3	4	4	5	6	6	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		2t 超え	0	0	1	2	3	4	5	6	7	9	10	11

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	7	7	8	9	9	10	11	11	12	13	14		
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	11	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
		2t 超え	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	23	24

### 4) トラック（1年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
バ ト ラ ッ ク	4ナンバー	0	0	1	1	2	3	3	4	4	5	6	6	
	1 ナ ン バ ー	2t 以下	0	0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
		2t 超え	0	0	1	2	3	4	5	7	8	9	10	11

### 5) 特種車

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
8ナンバー	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
8ナンバー	7	7	8	9	9	10	10	11	12	12	13	14

修復歴の判断基準

〈修復歴及び骨格の基本定義〉

1. 下記の骨格部位に損傷があるもの又は修復されているものは修復歴とする。
2. 但し、小さな損傷は修復歴としない。また、骨格は溶接接合されている部位（部分）のみとし、ネジ止め部位（部分）は骨格としない。“溶接”にはリベット止め、接着剤止めで恒久的に取り付けられているものを含む。

No.	骨格部位	修復歴とするもの	修復歴としないもの
1	クロスメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの 3) 亀裂があるもの	①小さな凹み、亀裂又はその修理跡があるもの ②突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
2	サイドメンバー (フロント・リヤ)	1) 交換されているもの 2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの	①ラジエータコアサポートより前に位置する部分及びリヤエンドパネルより後に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ②けん引フック取付け部の損傷又はその修理跡があるもの ③パンパステータ取付け部の小さな凹み又はその修理跡があるもの ④突き上げによる凹み、傷又はその修理跡があるもの
3	インサイドパネル (フロント) ダッシュパネル	1) 交換されているもの 2) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①ラジエータコアサポートより前に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの ②小さな凹み又はその修理跡があるもの
4	ピラー (フロント・センター・リヤ)	1) 交換されているもの 2) スポット打ち直しがあるもの 3) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①一部外部に露出している部位に凹み又はその修理跡があるもの ②ボディサイドシルパネルの単体部品の交換時に生じるピラー下部に溶接処理跡があるもの ③シートベルトの挟み込みによる凹み、ドアの開きすぎによるヒンジ部の凹み又はふくらみ、及びそれらの修理跡があるもの ④1BOX車等でルーフパネルからステップまで一体として露出しているパネル状センターピラー等のアウター部はピラーとしない ⑤小さな凹み又はその修理跡があるもの
5	ルーフ	1) 交換されているもの 2) ルーフ周囲のインナー部に凹み、曲がり又はその修理跡のあるもの 3) ピラーから波及した凹み又はその修理跡があるもの	インナー部に小さな凹み、曲がり又はその修理跡があるもの
6	センターフロアパネル フロアサイドメンバー	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ（亀裂）があるもの 4) 外部又は外板を介してパネルに凹み、メンバーに曲がり又はその修理跡があるもの	①突き上げ等による凹み、曲がり又はその修理跡があるもの ②小さな凹み、曲がり、破れ又はその修理跡があるもの
7	リヤフロア (トランクフロア)	1) 交換されているもの 2) パネル接合部に、はがれ又は修理跡があるもの 3) 破れ（亀裂）があるもの 4) 外部又は外板を介して波及した凹み又はその修理跡があるもの	①リヤエンドパネル又はリヤフェンダ等の交換時に生じた損傷があるもの ②小さな凹み、破れ又はその修理跡があるもの ③スベアタイヤ等格納部の突き上げによる凹み又はその修理跡があるもの

<細則>

- ①クランプ跡があっても左記基準に該当しない場合は、修復歴としない。
- ②修復歴の判断はボディ形状、構造（フレーム等）や損傷の度合い等により異なる場合がある。
- ③外部、外板を介さない損傷又はその修理跡があるものは修復歴としない。
- ④小さな損傷の大きさはカードサイズ（8.5cm × 5.4cm）とする。
- ⑤軽トラック等のモノコックボディとフレームの複合タイプの車両については、左記参照。
- ⑥フレーム車の取扱いについては、次の通りとする。

フレーム車の取扱い

クロスメンバーも含め原則、フレーム（C ランク）として取扱う。

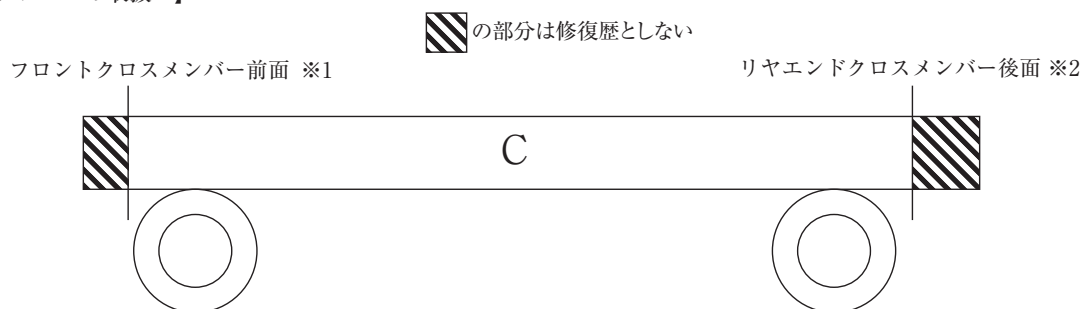
ただし、トラック（SUV 系トラック除く）は、下表参照

- 1. 積載物等による損傷、修理跡は修復歴としない。
- 2. フレームに溶接接合されているブラケット類は、骨格としない。

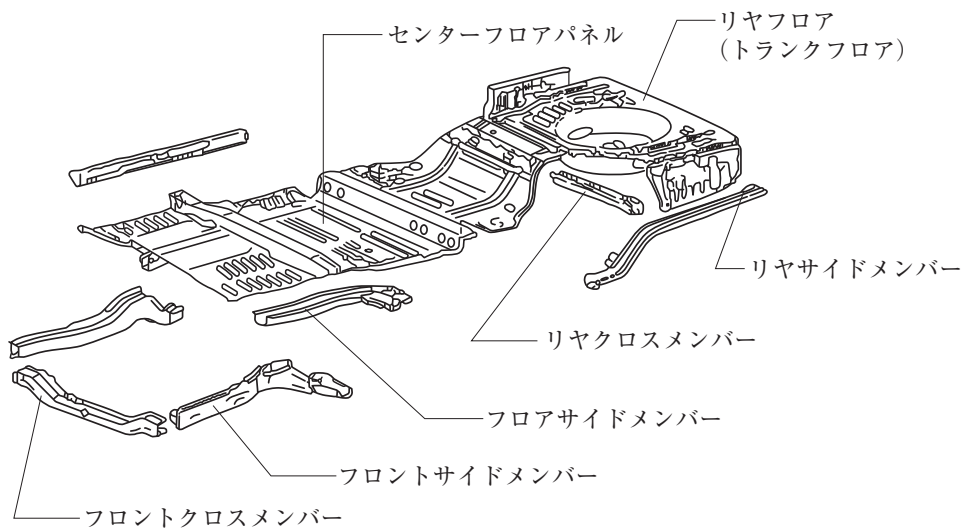
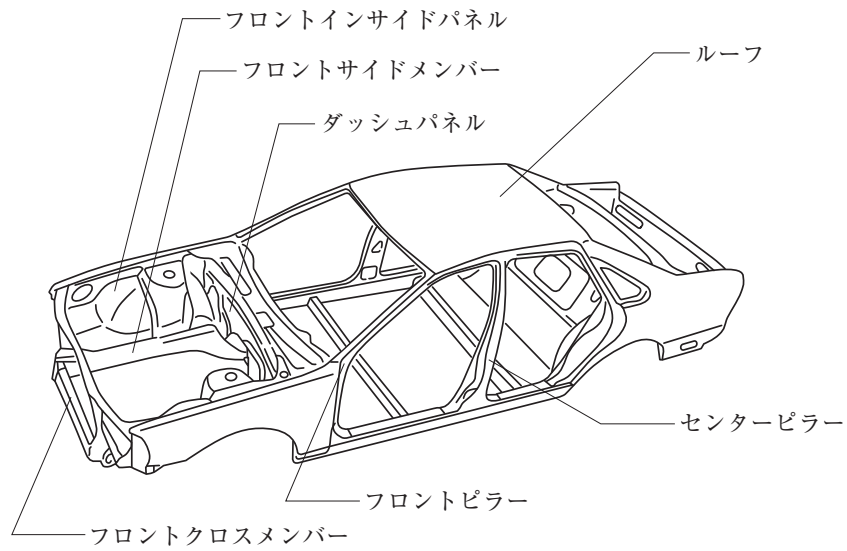
骨格部位	修復歴とするもの	修復歴としないもの
クロスメンバー (リヤエンドクロスメンバーを除く) A ランク	(1) 交換されているもの (2) 交換を要する亀裂があるもの (3) 曲がり又はその修理跡があるもの	①凹み（大小を問わず）又はその修理跡 ②フック、ワイヤ等により交換を要しない亀裂又はその修理跡 ③リヤエンドクロスメンバー
フレーム C ランク	(1) 交換されているもの (2) 曲がり、凹み又はその修理跡があるもの	①フロントクロスメンバー前面より前に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの（図※1） ②けん引フック取付け部の損傷又はその修理跡があるもの ③改造、加工等による溶接処理跡があるもの ④リヤエンドクロスメンバー後面より後に位置する部分の損傷又はその修理跡があるもの（図※2）

(注) 上記修復歴としないものの修理跡は、価値減点10点を適用する。なお、修理を要するものは、実費減点とする。

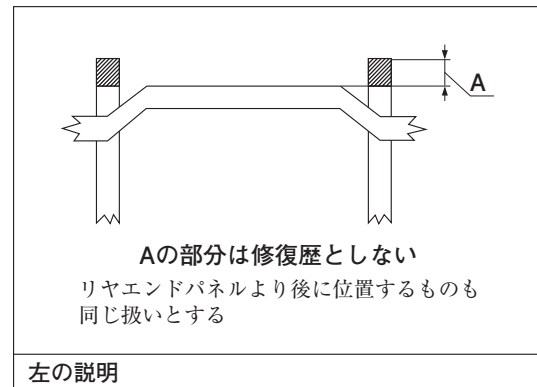
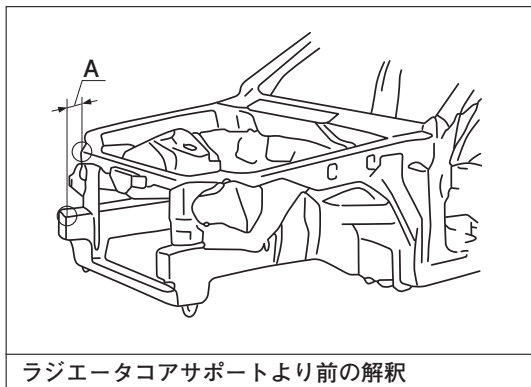
【フレームの取扱い】



## 骨格部位



### ラジエータコアサポートより前に位置するサイドメンバーの扱い



## 6. 違法改造車の扱い

保安基準に適合しない改造を施した車両については、標準車に復元する減点を行う。

改造項目	注 意 点
フォグランプ	色、個数、高さ
前照灯	色、個数
サスペンション	スプリング切断
方向指示器	色、点滅回数
マフラー	消音器、触媒装置取外し
タイヤ	車体外側への突出し
警音器	ミュージックホーン
回転灯	色
電光看板	色
その他	

## 7. 商品価値加減点

### 1) 特別仕様車、限定販売車の評価

特別仕様車、限定販売車はベース車と比べて、商品価値差をつけることができる。

細則 基本価格との関連を考慮して行う

### 2) レンタカーの評価

レンタカーは通常の自家用車と比べて商品価値差をつけることができる。

細則 基本価格の0～20%の減額とする。

### 3) 減点（基本価格×減点率）

商品性に影響のある特別な理由、欠点等があり、適正な価格を算定するための正当な理由がある場合は、次の減点率を目安に特別な減点をすることができる。

特 別 な 例	減点率
長期放置車	10%以内
ネームプレートの無いもの	20 %
消火器の粉末が散布状態のもの	30 %
職権打刻車	30 %
冠水車（フロアまで）	50 %
％（クッション上部以上）	70 %
火災車（エンジンルーム）	50 %
％（半焼）	70 %
自殺車	70 %

## 8. 車検残加点

車検残のあることによる優位性を考慮し、その商品価値を加点する。

### 1) 乗用車系（特種車の8ナンバーを含む）

クラス\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
特・I	0	0	0	3	5	7	9	11	13	16	19	23
II・III	0	0	0	3	5	7	9	11	13	15	17	21
IV・V・VI	0	0	0	3	5	7	9	11	13	15	17	19

クラス\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
特・I	28	33	39	45	51	57	63	69	75	81	87	93
II・III	25	29	34	39	41	46	51	56	61	66	72	78
IV・V・VI	22	25	28	31	34	38	42	46	51	56	61	67

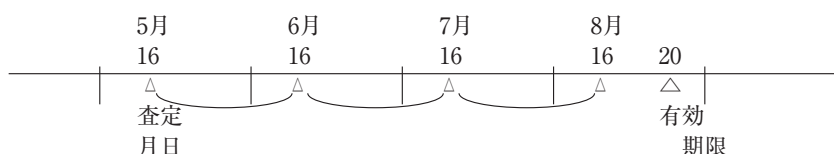
クラス\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
特・I	97	101	105	109	113	117	121	125	129	134	137	140
II・III	82	86	90	94	97	100	103	106	109	112	115	118
IV・V・VI	70	73	76	79	81	83	85	87	89	91	93	95

[残月数の計算]

査定年月日から起算して満月数で計算し、翌月の査定日と同日をもって1ヵ月とし、1ヵ月に満たない日数は算入しない。

車検残月数、自賠償の計算例

査定年月日 ○○年5月16日、車検有効期間を同年8月20日、自賠償を同年8月21日とした場合



○○年5月16日～同年8月16日まで3ヵ月

8月17日～20日、21日までは算入しない

## 9. 自賠償残加算

自賠償残月数から2ヵ月を差し引いた月数の保険解約料（損害保険料率算出機構が定める解約保険返戻料）を四捨五入し、自賠償残加算点数とする。下表は残月数の欄をそのまま適用できるように設定している。

### 自賠償残加算表（その1）～（その8） 保険期間満了のため削除

### 自賠償残加算表（その9）

保険期間の開始が令和2年4月1日～令和3年3月31日までのものに適用する。

#### 1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7
軽（乗用）	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	6

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	8	9	9	10	11	11	12	13	13	14	15
軽（乗用）	7	8	8	9	10	10	11	12	12	13	14	14

車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	15	16	17	17	18	19	20	20	21	22	22	23
軽（乗用）	15	16	16	17	18	18	19	20	20	21	22	22

#### 2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7
軽	0	0	1	1	2	3	3	4	5	5	6	7

車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	8	9	10	10	11	12	12	13	14	14	15
軽	7	8	9	9	10	11	11	12	13	13	14	15

### 自賠責残加算表（その10）

保険期間の開始が令和3年4月1日～令和5年3月31日までのものに適用する。

#### 1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6
軽（乗用）	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	7	8	8	9	10	10	11	11	12	13	13
軽（乗用）	6	7	8	8	9	9	10	11	11	12	12	13
車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	14	14	15	16	16	17	18	18	19	19	20	21
軽（乗用）	14	14	15	15	16	17	17	18	18	19	20	20

#### 2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6
軽	0	0	1	1	2	2	3	4	4	5	5	6
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	7	7	8	9	9	10	10	11	12	12	13	14
軽	7	7	8	8	9	10	10	11	11	12	13	13

### 自賠責残加算表（その11）

保険期間の開始が令和5年4月1日以降のものに適用する。

#### 1) 乗用車（3年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5
軽（乗用）	0	0	1	1	2	2	2	3	3	4	4	5
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11
軽（乗用）	5	6	6	7	8	8	9	9	10	10	11	11
車種\残月数	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34	35	36
乗用車	12	12	13	13	14	14	15	15	16	16	17	17
軽（乗用）	12	12	13	13	14	14	15	15	16	16	17	17

#### 2) 乗用車、軽（2年車検用）

車種\残月数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
乗用車	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5
軽	0	0	1	1	2	2	3	3	4	4	5	5
車種\残月数	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
乗用車	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11
軽	6	6	7	7	8	8	9	9	10	10	11	11

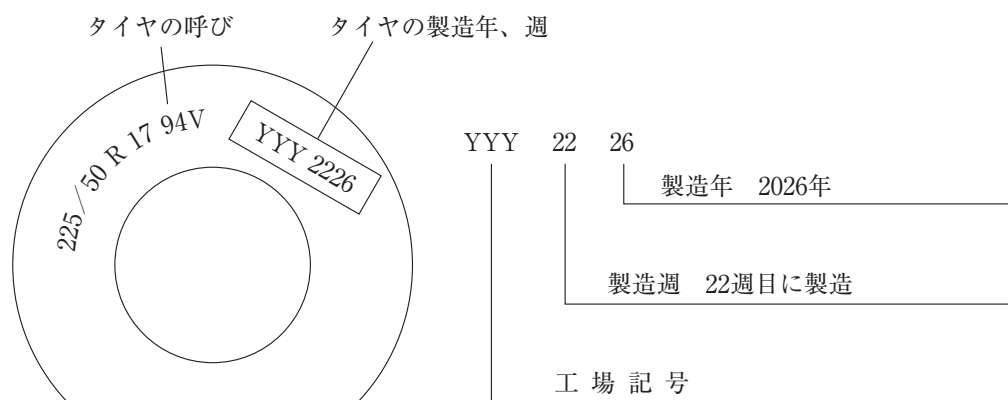
# 参 考

## 1. 自動車用窓ガラスの製造年月の見方

社名	旧 旭 硝 子 (株)	日 本 板 硝 子 (株)	セ ン ト ラ ル 硝 子 (株)																																																																																																														
製 造 年 月	<b>製造年</b> △△△ 0 1 2 3 4 . . . . . A S A H I . . . . . △△△ 5 6 7 8 9  <b>製造月</b> 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 . . . . . 1・TEMPERLITE・12  3 4 5 6 7 8 9 10 . . . . . 2・LAMISAFE・11 . 1 . 12	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="4">製造年</th> <th colspan="2">製造月</th> </tr> <tr> <th>(西暦)年</th> <th>ポイント位置(A)</th> <th>(B)</th> <th>(C)</th> <th>(D)</th> <th>備考</th> <th>月</th> <th>ポイント位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>△△△1</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>1</td><td>(1)</td></tr> <tr><td>△△△2</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>2</td><td>(2)</td></tr> <tr><td>△△△3</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>3</td><td>(3)</td></tr> <tr><td>△△△4</td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td>4</td><td>(4)</td></tr> <tr><td>△△△5</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>5</td><td>(5)</td></tr> <tr><td>△△△6</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>6</td><td>(6)</td></tr> <tr><td>△△△7</td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td>7</td><td>(7)</td></tr> <tr><td>△△△8</td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td></td><td>8</td><td>(8)</td></tr> <tr><td>△△△9</td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td></td><td>9</td><td>(9)</td></tr> <tr><td>△△△0</td><td></td><td></td><td></td><td>●</td><td></td><td>10</td><td>(10)</td></tr> <tr><td colspan="6">以降10年を1サイクルとして、同一のポイント位置を繰返す。</td><td>11</td><td>(11)</td></tr> <tr><td colspan="6"></td><td>12</td><td>(12)</td></tr> </tbody> </table> <p>〈例〉</p> <p><b>製造年月の表示位置</b></p> <p>(A) ~ (D) は、製造年のポイント表示位置を示す。        (1) ~ (12) は、製造月のポイント表示位置を示す。</p>	製造年				製造月		(西暦)年	ポイント位置(A)	(B)	(C)	(D)	備考	月	ポイント位置	△△△1	●					1	(1)	△△△2	●					2	(2)	△△△3		●				3	(3)	△△△4			●			4	(4)	△△△5	●					5	(5)	△△△6	●					6	(6)	△△△7	●					7	(7)	△△△8		●				8	(8)	△△△9			●			9	(9)	△△△0				●		10	(10)	以降10年を1サイクルとして、同一のポイント位置を繰返す。						11	(11)							12	(12)	<b>製造年</b> △△△ 0・CENTRAL:9 . . . . .8 △△△ 1 2 3 4 5 6 7  <b>製造月</b> 3 4 5 6 7 8 9 10 . . . . . 2・TEMPALEX・11 . 1 . 12  3 4 5 6 7 8 9 . . . . . 2・LAMILEX :10 . :11 . 1 . 12
	製造年				製造月																																																																																																												
	(西暦)年	ポイント位置(A)	(B)	(C)	(D)	備考	月	ポイント位置																																																																																																									
	△△△1	●					1	(1)																																																																																																									
△△△2	●					2	(2)																																																																																																										
△△△3		●				3	(3)																																																																																																										
△△△4			●			4	(4)																																																																																																										
△△△5	●					5	(5)																																																																																																										
△△△6	●					6	(6)																																																																																																										
△△△7	●					7	(7)																																																																																																										
△△△8		●				8	(8)																																																																																																										
△△△9			●			9	(9)																																																																																																										
△△△0				●		10	(10)																																																																																																										
以降10年を1サイクルとして、同一のポイント位置を繰返す。						11	(11)																																																																																																										
						12	(12)																																																																																																										

西暦	2019	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
和暦	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16

## 2. タイヤの製造年、週の見方



### 3. 冠水車の定義

災害や自らの浸水などにより、水または泥等がドア等の車体開口部下面より室内に侵入したもの、またはその痕跡があるもの。室内への浸水が無くてもエンジン、トランスミッション類、電気系部品など複数以上の部品が浸水したもの、またはその痕跡があり商品価値の下落が見込まれるもの。

#### 1. 通常の使用では発生しない箇所にさび・腐食がある。

- ア) シートのスライドレール、スプリング、レールの取付けボルト
- イ) ペダル類のブラケット、リターンスプリング
- ウ) ステアリングポスト付近
- エ) センターコンソール取付けボルト
- オ) ドアトリムボードの金属部分（確認には内張り取り外しが必要）
- カ) シートベルト取付けボルト
- キ) フロア（確認にはリヤシート取り外しが必要）
- ク) ワイヤハーネスのコネクタ
- ケ) 電源供給ソケット類

#### 2. 通常の使用では付着しない汚れ・シミがある。

- ア) 粉末状の汚れ（泥水が乾いて粉末状になったもの）  
フロア、マット、シートレール、シート、ドア内、メーター類、エアコンダクト、ワイヤハーネスのコネクタ、ヒューズボックス等
- イ) 水位跡  
シートベルト、内張り、シート

#### 3. 泥又はカビの臭い

- ア) 室内
- イ) エアコン作動時

室内フロア以上に浸水したもの又は、上記 1、2、3のうち、複数以上の痕跡が確認できるものは、冠水車として取り扱うことができる。

### 冠水車に表われやすい特徴

#### ・ドア内張り

- 1. ドア内張り内シーリングスクリーンのはがし跡
- 2. 接着剤（ブチルゴム）に粉末状の汚れ
- 3. 各トリム類の製造年月と初度登録を確認

#### ・エンジンルーム

- 1. シリンダブロック及びヘッドカバーボルトのさび
- 2. アルミ製部品の腐食、変色
- 3. ラジエータコアサポート、エアコンコンデンサの変色、粉末状の汚れ

#### ・電装

- 1. オルタネータ及びエアコンコンプレッサーの腐食
- 2. 各電装関係の作動不良（パワーウインド、ナビ、オーディオ等）
- 3. 計器類各パイロットランプ異常（ABS・エアバッグ・触媒センサ等）
- 4. レンズ内の粉末状の汚れ、変色
- 5. ヘッドランプ反射鏡のくもり

#### ・トランクルーム

- 1. 工具格納トリムボードの変形
- 2. 工具・ジャッキのさび、粉末状の汚れ
- 3. トランクマット及び内張りの交換跡
- 4. トランクルーム内のさび、臭い

#### ・その他

- 1. エンジンオイル、AT車のトルコンフルード変色、白濁
- 2. 検査証等、自賠責保険証の汚れ又は再発行
- 3. 取扱説明書、整備手帳の汚れ又は欠品